

職業紹介事業を行う地方自治体・地方版ハローワーク、民間職業紹介事業者への 求人情報の提供（オンライン提供）

ハローワークにお申し込みいただいた求人は、原則として、職業紹介事業を行う地方自治体・地方版ハローワークや民間職業紹介事業者（民間人材ビジネス）にオンラインで提供されます（オンライン提供）。

「リーフレット兼同意書」を確認し、求人情報のオンライン提供の同意欄にチェック☑してください。

これらの機関に対して、**求人情報の提供を希望しない場合は、希望しない提供先にチェック☑してください。**（ 地方自治体・地方版ハローワーク 民間人材ビジネス）

※ 具体的な団体・法人名は、ハローワークインターネットサービスに掲載しています。

※ 求人情報の提供先となる団体（地方自治体・地方版ハローワーク）や法人（民間人材ビジネス）を求人者が個別に指定することはできません。

なお、求人情報提供（オンライン提供）の可否は、求人申込み・公開後にも変更可能です。

提供先の「地方自治体」とは・・・？

- ・自ら職業紹介は行わないが、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う地方自治体
※求人者及び求職者から金銭を徴収しない場合に限り。実際に職業紹介（求人事業主への求職者の紹介）を行う委託先の職業紹介事業者にも求人情報は提供されます。
- ・ハローワークと連携し、求職者に対して職業紹介に準じた個別支援を行う地方自治体
- ・職業安定法第33条の2第1項に基づき無料の職業紹介を行う学校等（中学校・高等学校を除く）
- ・職業安定法第33条の3第1項に基づき無料職業紹介事業を行う特別の法人

提供先の「地方版ハローワーク」とは・・・？

- ・職業安定法第29条第1項に基づき自ら無料職業紹介を実施する地方自治体
※提供された求人情報は、就業支援・職業紹介のために使われ、より多くの求職者とのマッチングの可能性が高まります。

提供先の「民間人材ビジネス」とは・・・？

- ・職業安定法第30条第1項に基づき有料職業紹介事業を行う事業者
- ・職業安定法第33条第1項に基づき無料職業紹介事業を行う事業者

<求人情報の提供における留意事項>

- ① オンライン提供した求人について、提供先の地方自治体・地方版ハローワーク、民間人材ビジネスから、職業紹介や関連するサービスの利用を勧められることがあります。これらの職業紹介や関連するサービスを希望する場合には、地方自治体・地方版ハローワーク、民間人材ビジネスの定める手続きにより、求人の提出や所要の契約を行ってください。
- ② 有料職業紹介事業者による職業紹介では、手数料が発生する場合があります。手数料については有料職業紹介事業者から十分に説明を受け、手数料の発生に同意した上で職業紹介を受けてください。その他の関連するサービスも有料となる場合があります。これら手数料が発生する職業紹介、有料サービスの利用のために必要な費用は求人事業主が全額を負担し、ハローワーク（国）は一切負担しませんのでご留意ください。
- ③ 雇用関係助成金を取り扱っていない地方自治体・地方版ハローワーク、民間人材ビジネスから職業紹介を受けた場合、職業紹介事業者による職業紹介の利用が要件となっている雇用関係助成金の支給対象にはなりませんのでご留意ください（雇用関係助成金を取り扱っている地方自治体・地方版ハローワーク、民間人材ビジネスであっても、一部の助成金は取り扱っていない場合があります）。
- ④ 地方自治体・地方版ハローワーク、民間人材ビジネスの提供するサービスについては、ハローワーク（国）は一切責任を負いませんので、求人事業主の判断で利用を決めてください。

【参考】ハローワークからオンライン提供された求人情報を利用する際のルール（主なもの）

- ① ハローワークに求人を提出した求人事業主は、そもそも無料の職業紹介を受けることを希望していたものであり、有料職業紹介事業者は、手数料について十分に説明すること。
- ② 地方自治体、民間職業紹介事業者は、求人の申込みを受理した後、求人事業主に対して、速やかに書面の交付または電子メールにより、（イ）取扱職種の範囲、（ロ）手数料に関する事項（有料職業紹介事業者のみ）、（ハ）苦情の処理に関する事項、（ニ）求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）、（ホ）求職者の個人情報の取扱いに関する事項、を明示すること（職業安定法第32条の13に規定。求職者にも明示が必要）。
- ③ 求人事業主の希望がある場合に限り、職業紹介以外の充足サービス（民間職業紹介事業者等が取り扱う求人広告などの利用動員など）や職業紹介に関連したサービス（コンサルティング、受入・定着支援など）を提示することができる。
- ④ 求人事業主に対して、労働者派遣や請負など求人事業主の直接雇用でない形態への転換や無期雇用から有期雇用への雇用形態の転換、賃金などの労働条件の切り下げを働きかけないこと。（ただし、紹介予定派遣は、労働者派遣として開始されるものであるが、労働者派遣の開始前又は開始後に職業紹介を行うことが前提であるため、目的外利用とはならない。）
- ⑤ 雇用関係助成金の取扱いの有無、取り扱う雇用関係助成金の種類について、あらかじめ求人事業主に十分に説明すること。
- ⑥ 地方自治体、民間職業紹介事業者が求人を受理した後は、民間職業紹介事業者等の求人であることを求職者に明確に示すこと。
- ⑦ 地方自治体・民間職業紹介事業者による職業紹介は全て民間職業紹介事業者等の責任において実施し、求人内容を含め、ハローワークは一切責任を負わないこと。
- ⑧ 求人事業主の意に反した営業活動を行わないこと。

※ ①と⑧は求人情報のオンライン提供先が地方自治体や職業訓練施設の場合は適用されません。